

議第60号

京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定
について

京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例
京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を次のように改正する。
別表第2 2備考以外の部分を次のように改める。

区	分	駐 車 料 金 (1 回 に つ き)
昼間	自動二輪車及び原動機付自転車	30分までごとに100円。ただし、30分までごとに100円を加えた額が520円を超えるときは、520円
	自動二輪車以外の自動車	30分までごとに300円。ただし、30分までごとに300円を加えた額が1,800円を超えるときは、1,800円
夜間	自動二輪車及び原動機付自転車	60分までごとに100円。ただし、60分までごとに100円を加えた額が520円を超えるときは、520円
	自動二輪車以外の自動車	60分までごとに260円。ただし、60分までごとに260円を加えた額が780円を超えるときは、780円

別表第2 2備考3, 4及び5を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市道路附属物自動車駐車場条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による駐車料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の駐車に係る駐車料金について適用し、施行日前の駐車に係る駐車料金については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、施行日前に入場させ、かつ、施行日以後に退場させる自動車（原動機付自転車を含む。）の駐車料金については、改正後の条例別表第2の規定を適用する。

提案理由

京都市御池駐車場の駐車料金の適正化を図る必要があるので提案する。